

★★★★★ も く じ ★★★★★

認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

認定こども園かすが森の子園の紹介・・・・・・・・・・・・ 3～8

主な年間行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

認定こども園での一日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

4月当初について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～13

費用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14～16

園生活について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17～23

入園までに準備して頂くもの・・・・・・・・・・・・・・ 24～28

スポーツ振興センター災害共済給付制度について・・・・ 29

提出書類サンプル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

教育・保育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31～32



——認定こども園とは——

- 教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法的位置づけを持つ施設です。
- 0～5歳児が同じ場所で過ごすことで、成長の連続性に配慮した教育・養護が実践できます。
- 認定こども園は、在宅の子育て家庭も含めた「子育て支援機能」を持っています。子育て相談や親子の交流の場への参加などに利用することができます。



～早くから経験させたい集団生活～

同年齢や異年齢の子が近所に居て、小さい頃から大勢の仲間と毎日のように外で暗くなるまで遊び、その中で社会性や、体力、気力等生きる力を身につけていた頃とは違い、大人がつきっきりでない外で遊ぶのさえ危険がいっぱいの世の中です。だからこそこども園など集団での生活の必要性が出てきています。

集団の中では、友だちとぶつかり合ったり、競い合ったり、力をあわせて何かを作ったり、一緒に遊ぶ事を楽しんだり……という生活が毎日息づいています。

その中で、自立心や思いやり、協調性などを身につける『育ち合いの場』なのです。

◇教育・保育提供時間（平日）

保育認定	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	3～5歳児（4月1日現在）		0～2歳児 （4月1日現在）
保育 教育時間	8時～14時	保育短時間 保育標準時間	8時～16時 7時～18時
備考	7時～8時 14時以降 一時預かり	保育短時間：7時～8時 16時以降は延長保育 保育標準時間：18時以降は延長保育	

※一時預かり・延長保育は別途費用が発生します。

※1号認定の一時預かりの利用回数は月10日までです。

——認定こども園かすが森の子園の紹介——

認定こども園かすが森の子園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を守り、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。また丹波市教育委員会とも連携をとり、指導・協力をいただいております。

◎園概要

設置主体：社会福祉法人 春日福祉会（理事長 足立 儀明）

種 別：幼保連携型認定こども園

施設名：認定こども園 かすが森の子園（園長 永井優子）

設立年月日：平成27年4月1日

施設所在地：〒669-4273 丹波市春日町国領865

電 話：0795-75-0055

F A X：0795-75-1300

敷地面積：8559㎡

園舎構造：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建

延べ床面積：1804.60㎡

施設内容：乳児室1（0才児：きのこ組）、ほふく室2（1歳児：うさぎ組・りす組）、保育室8（2歳児：ちょうちょ組・とんぼ組）（3歳児：どんぐり組・まつぼっくり組）（4歳児：さくら組・もみじ組）（5歳児：おひさま組・にじ組）、園児用トイレ7、遊戯室1、ランチルーム1、保健室1、調理室1、職員室1、子育て支援室1、会議室1

利用定員：1号認定15名 2号認定120名 3号認定75名 合計210名

開園時間：午前7：00～午後7：00

休園日：日曜・祝日・年末年始

連携小学校：春日部小学校、進修小学校、大路小学校

特別保育：延長保育、一時預かり、特別支援事業、病児保育事業（体調不良型）

子育て支援：一時預かり事業、まちの子育てひろば事業、乳幼児子育て応援事業、地域子育て支援拠点事業

◎職員構成

(令和7年2月)

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園 長	教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。	1	1	
主幹保育教諭	園長を補佐し円滑な管理運営を行う。	1	1	
主任保育教諭	主幹保育教諭を補佐し園務を整理し、園児の教育・保育を行う。	2	2	
保育教諭	教育課程及び保育課程に基づき、園児の教育・保育を行う。	28	16	12
看護師	園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。	1		1
栄養士	献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。	1	1	
調理員	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。	4	2	2
保育補助員	保育教諭の補助を行う。	1	0	1
事務員	園の運営管理に必要な入園等の事務処理、経理処理を行う。	1	1	

〈各職種の勤務体系〉

職 種	勤務時間(正規職員)
園 長	8:00～17:00
保育教諭	7:00～19:00 シフトによる
栄 養 士	勤務時間 (8:00～17:00)
調 理 員	勤務時間 (8:00～17:00)

※業務やローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、左記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

◎教育・保育理念

「生きる力と絆を育む」

◎教育・保育方針

「意図ある環境のもとで、遊びを通して生きる力の基礎を培う。」

- ・一人一人をしっかりとみつめ、乳幼児の人権及び主体性を大切にした保育をする。
- ・清潔で安全な環境のもと、多くの経験を積み重ね健やかな心身を育む。
- ・人を思いやり自然を大切にする心を育て、優しさと思いやりをもって社会で共生できる人を育てる。
- ・保護者支援や地域の子育て支援に積極的に取り組む。

◎教育・保育目標

- ・安全、安心な環境の下で、一人一人の様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・基本的な生活習慣や態度を養い、たくましく生きていく力の基礎を育てる。
- ・身近な人との関わりの中で、愛情や信頼感、道徳心の芽生えを養う。
- ・自然の中で遊び、豊かな心情や思考力の基礎を養う。
- ・生活の中で言葉への興味や関心を広げ、豊かな表現力を育てる。
- ・食育を通し、健全な心身を育む。
- ・小学校との連携を図り、円滑な接続を図る。
- ・地域の子育ての拠点としての役目を担う。

◎環境設備と事業

◇給食

給食内容は、厚生労働省栄養審議会の「栄養所要量」による栄養給与基準にそって、給食献立を作成しています。

献立内容は、穀類・いも類・砂糖類・油脂類・大豆及び豆製品類・魚貝類・鳥獣肉類・卵類・乳類・緑黄色野菜・その他の野菜類・果物類の11食品群をバランスよく組み合わせています。

成長期の幼児にとって、栄養バランス・安全な食材の選択は大変重要なことですので、よりよい給食を目指して実施します。森の子園では、食べる事を通して以下の事を大切にしています。

- ・伝統的な和食文化に触れたり、旬の食材から季節感を感じたり、食事のマナーを身につけたりする。
- ・好きなものを美味しく食べ、苦手なものにも挑戦するなど食べることに興味を持つ。



- ・料理を作ってくれる人たちに感謝し、料理に関心を持つ。
- ・野菜など、自分たちで栽培したり収穫したりすることで、食材への関心を持ち感謝する。

◇設備

- ・全室冷暖房完備・床暖房完備・遊具殺菌庫・県警ホットライン・全室強化ガラス

◇教育補助

- ・ECCジュニア英会話教室（4・5歳児）
日本人講師・外国人講師によるECCジュニア正課英語カリキュラムに基づいた英会話教室です。遊びの中で、身近な英語に沢山ふれながら英語感覚を養います。
- ・自然体験教室（3・4・5歳児）
好奇心や探究心を育み感性豊かな心を育てます。
- ・ピアノカ・リトミック教室（5歳児）
音楽を使って、身体的、感覚的、知的に子どもたちの育成を図ります。
講師による音楽リズム教室でピアノカにも親しみます。
- ・絵本
多くのことを絵本から学んだり、読み聞かせなどを通して、子どもの感性を豊かにしたり、想像力を育てます。

◇その他事業

- ・まちの子育てひろば
かすが森の子園では、未就園児を対象として「まちの子育てひろば」を開設します。子育てアドバイザーによる子育て相談・園庭開放を毎週実施します。
- ・ホームページ
森の子園のホームページ
<http://morinoko.kasuga-ws.jp>

◎ホームページやよい子ネットの顔写真

- ・こども園のホームページや、よい子ネット、地域便りでは、園の様子を公開します。園児の顔写真はなるべく掲載しないようにしますが、若干掲載されてしまう場合があります。顔写真の掲載を望まれない方は担任にお知らせ下さい。

◎賠償責任保険

在園する園児の不慮の災害等に備えて下記の賠償責任保険に加入しています。

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

※登園利用契約書をもって、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付制度の加入に同意して頂いたとします。（詳細内容は本書28ページ）

- ・全国社会福祉協議会しせつの損害補償

◎利用の開始及び終了

<p>利用者の内定</p>	<p>【1号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次締切（対象年度第1回目の入所申込期限）までの申込者を最優先として入所決定する。 ・入園希望児が利用定員を超える入園申込みがあった場合は、次の①から⑧の順により選考を行い、園長が入園者を決定する。①から⑧の順により選考出来ない場合は抽選とする。 <p>① 次年度入所の申込期間内の申込である。</p> <p>② 入園希望児が入所希望年度の前年度に当園に入園している。</p> <p>③ 入園希望児の兄弟姉妹が入所希望年度の前年度より当園に入園している。</p> <p>④ 当園との連携小学校区に在住である。</p> <p>⑤ 春日町内に在住である。</p> <p>⑥ 同居親族に関係なくひとり親である。</p> <p>⑦ 保護者（父母）以外で自宅で保育が可能な親族がいない。</p> <p>⑧ 保護者（父母）以外で自宅で保育が可能な親族が高齢又は病気である。</p> <p>・第1次締切（対象年度1回目の入所申込期限）後は先着順</p> <p>【2号・3号認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が行う利用調整による
<p>利用決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入園承諾書
<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1号・2号・3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市が認めるとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

◎非常災害対策

- ・非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	園長 永井優子
消防計画届出年月日	令和5年9月4日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回以上
防災設備	消火器、誘導灯、防火扉、屋内消火栓、自動火災報知機、ガス漏れ報知機、非常警報装置、非常用電源、防犯カメラ、通用口オートロック、その他 カーテン、床等の 防災処理 警備会社：アムスセキュリティサービス
避難場所	園庭、駐車場
緊急時の連絡手段	よい子ネット、電話

◇台風・地震等の自然災害時

- ・丹波市に警報が発令された場合、園児の安全確保等が困難な場合は臨時休園及び緊急連絡にて早急にお迎えをお願いすることがあります。（よい子ネットからの情報に注意して下さい）
- ・警報が発令された場合は、自主的に自宅待機されることをおすすめします。

◇緊急連絡

- ・園からの緊急連絡はよい子ネット(自動メール送信システム)を通じて保護者の携帯電話へメールで連絡させていただきます。
- ・必ずよい子ネットを受信できるよう携帯電話を設定して下さい。別紙参照
- ・携帯電話を使用されていない方は担任へお知らせ下さい。

◎個人情報取り扱い

- ・個人情報保護法に基づいて、園児並びに保護者・関係者の皆さまの個人情報の保護に努めます。当園で取扱う個人情報は、教育・保育活動の範囲に限定し、漏洩などが無いよう管理します。ただし、教育の向上発展、子どもたちの意欲、園と家庭との連携、小学校との連携や円滑な接続を図るため必要最小限の範囲内で提供、使用することをご了承ください。それ以外の使用必要性が生じた場合はその都度同意を取らせて頂きます。

*利用契約書の提出をもって、同意とさせていただきます。

◎虐待防止の処置

- ・子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じています。

- ①人権擁護、虐待の防止等に関する必要な体制
- ②職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- ③虐待防止、人権に関する啓発のための職員研修の実施
- ④その他虐待防止のために必要な措置

※教育・保育提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等の園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

◎園活動写真の販売

- ・園での活動写真をユニファ株式会社の「ルクミーフォト」に委託して販売しています。販売方法については販売準備が出来次第お知らせします。

———主な年間行事予定———

月	行事内容	月	行事内容
4 月	●入園式4日 (新入園児保護者のみ)	10 月	●参観日・運動会8日(0～3歳児) ●運動会11日(4～5歳児) ●保護者会親子遠足(5歳児)
5 月	交通安全教室 	11 月	園児内科健康診断(未定) 歯科検診(未定)
6 月	●参観日(4日・5日) 園児内科健康診断(未定)	12 月	●音楽会3日(3～5歳児) ●発表会6日(0～2歳児) クリスマス会 ●個別懇談
7 月	プール開き 七夕会 ●個別懇談5日 夏まつり	1 月	
8 月	プール納め 	2 月	節分の会3日 ●発表会7日(3・4歳児) ●発表会(未定)(5歳児)
9 月	●参観日(10日・11日)	3 月	お別れ会 ●卒園式 19日 (5歳児保護者のみ)

- は保護者の方にもご参加頂く行事です。
- 毎月…身体測定、弁当日、避難訓練、誕生会(6月～8月の弁当日はありません)
- その他…園外保育、クッキング保育、菜園、学校等外部施設との交流会

——認定こども園での一日——

認定こども園では支給認定により利用できる時間が異なり、その中での集団生活になります。

認定区分 認定別	0歳・1歳・2歳児 満3歳未満	3歳・4歳・5歳児 満3歳以上	
	3号認定	2号認定	1号認定
7:00～ 8:00	保育標準時間：登園 保育短時間：延長保育(希望)		一時預かり
8:00～ 9:00	登園（バス登園あり）		
9:00～	おやつ 午前の保育 	午前の教育・保育 	
11:00～	保育室にて給食		
12:00～	着替え・昼寝 	ランチルームにて給食	
13:30～		3歳児：着替え・昼寝 （2号認定児のみ） 4・5歳児：午後の教育・保育	
14:00～ 14:30	目覚め	降園 （迎えのみ）	
15:00～	おやつ・降園準備		一時預かり
16:00～	保育短時間：降園（バス降園あり） 保育標準時間：随時降園（迎えにて）		
18:00～	延長保育		
19:00	閉園		

- ・教育標準時間（1号認定）：8時～14時（14時以降は一時預かり）
 - ・保育短時間（2号・3号認定）：8時～16時（16時以降は延長保育）
 - ・保育標準時間（2号・3号認定）：7時～18時まで（18時以降は延長保育）
- ※教育標準時間と保育短時間の朝7時から8時までは一時預かり、延長保育です。
※一時預かり・延長保育は別途費用が発生します。

——4月当初について——

1号認定園児の4月当初の教育・保育及び春・夏・冬休みについて

◇1号認定園児の4月当初の教育・保育

4月1日（火）～4月9日（水） 春休み

4月4日（金） 入園式



【新入園児・・・親子で参加】

4月10日（木） 初登園(始業)日及び通常教育・保育（給食も開始します）

◇1号認定園児の令和6年度春・夏・冬休み

4月1日（火）～4月9日（水）…春休み（4月4日は入園式です）

7月19日（土）～8月31日（日）…夏休み

12月24日（水）～1月8日（木）…冬休み

3月21日（土）～3月31日（火）…春休み

◎春・夏・冬休み中の急用等による一時預かり利用料は通常の一時的預かり料（1時間毎300円）にて登園時間から1時間毎に加算されます。

2号3号認定園児の4月当初の教育・保育について

- 4月1日（火） 特別希望保育（水筒持参、通園バスなし）
- 4月2日（水） 特別希望保育（水筒持参、通園バスなし）
- 4月3日（木） 特別希望保育（水筒持参、通園バスなし）
- 4月4日（金） 入園式（新入園児は保護者の方と一緒に参加）
- 4月7日（月） 慣らし教育・保育。午前11時頃お迎えをお願いします。
- 4月8日（火） 通常教育・保育です。

◎4月1日～3日は入園・進級準備のため特別希望保育とさせていただきます。
この間に新年度受入れ準備を行います。家庭で保育の可能な方は出来るだけ家庭保育をお願いします。

◎4月7日は、現在未就園の方については慣らし教育・保育になります。
慣らし教育・保育の日は、給食はありません。午前11時にお迎えにとまります。
お子様が無理なく園に慣れるためにも、慣らし保育・教育されることをお勧めします。
入園式当日、担任とご相談ください。

◎進級児（在園児）は4日から通常保育・教育になります。

※4月当初の通園バス運行について

4月4日：通園バスの運行はあります。（バス利用申込の園児のみ）

4月5日：通園バス運行はあります。なお慣らし教育・保育の方は降園の通園バス運行はありません。

——費用について——

◇利用者負担額

- ・利用者負担額は認定こども園の施設利用料で、丹波市の設定に基づきこども園が徴収します。（3歳以上児クラス1号2号認定園児は無償化対応）
- ・利用者負担額の内訳には認定に応じて含まれてない費用もありますので、別途徴収させていただく分があります。
- ・毎月月額分を口座自動振替にて徴収します。

◇給食費（1号認定のみ）

- ・給食費は月額3,500円を徴収します。
- ・毎月月額分を口座自動振替にて徴収します。
- ・年間教育日数を月額割にて計算しております。夏休み等の長期休暇の月も振替を実施します。
- ・月3分の2以上を欠席された場合は給食費を半額にします。

◇給食費（3歳以上児クラス2号認定園児のみ）

- ・毎月月額5000円を徴収します。
（内訳：主食費500円・副食費（おやつ込み）4500円）
- ・毎月月額分を口座自動振替にて徴収します。
- ・月3分の2以上を欠席された場合は給食費を半額にします。

◇個人持ち保育用品費

- ・個人持ち保育用品(おたよりケース・出席ノート・シール・連絡帳・はさみ・クレヨン・マーカーなど)の費用は別途徴収します。
- ・個人持ち用品は卒園時に持ち帰ります。
- ・徴収方法は集金袋にて行います。

◇教材費

- ・保育料に教材費が含まれていますが、特別に使用した教材がありましたら、別途徴収することがあります。

◇教材用月刊誌費（4歳児～5歳児クラス）

- ・毎月月額分を口座振替にて徴収します。
月500円程度となります。

◇延長保育料（2号・3号認定のみ）

- ・2号3号認定児で園が指定した利用時間を超えた場合の利用料です。
- ・1時間毎 300円です。
- ・毎月月額分を口座自動振替にて徴収します。
- ・保育短時間認定児で降園時に通園バス利用者の延長保育料はかかりません。

◇一時預かり料（1号認定園児のみ）

- ・1号認定園児で園が指定した利用時間を超えた場合の利用料です。
- ・1時間毎 300円です。
- ・利用上限は月10日までです。利用回数が月10日を超える利用はできません。
- ・当月分を翌月10日に利用者負担額に合算して口座自動振替にて徴収します。
- ・春休み、夏休み、冬休み等の長期休暇時の一時預かりは、利用時間分を計算の上徴収します。

◇バス費

- ・バスの管理・維持の為、以下の費用の負担をお願いします。

バス基本費…月額700円 全園児より徴収（園外保育などでバスを利用する為）

通園利用費（通園時バス利用者）…月額2,000円（基本費に加算）

※月に1度でも通園にバスを利用された場合は通園利用費が必要です。

※1号認定で通園バス利用園児は降園時にバスがございません。登園時のみの利用となりますので通園利用費は月額1,000円（基本会費に加算）となります。

※片道利用者(月に登園のみ・降園のみ)の通園利用費は1,000円です。

バス利用の内容	計算・内訳・費用
通園バスを利用しない	バス基本費：月額700円
通園バスを往復利用	基本費(700円)＋通園利用費(2,000円) 合計月額2,700円
通園バスを片道どちらかのみ利用	基本費(700円)＋通園利用費(1,000円)
1号認定で通園バス利用	合計月額1,700円

減免について

- ・きょうだい関係2人目は通園利用費を半額とし、3人目は1/4とします。ただし、バス基本費の減免はありません。
- ・当月分を翌月10日に利用者負担額に合算し、口座自動振替にて徴収します。

◇費用の口座自動振替について

- 中兵庫信用金庫またはJA丹波ひかみ農協のどちらかに口座を作成頂き、自動振替依頼書をご提出ください。
- 基本的にきょうだい関係園児は同一口座での振替になりますので自動振替依頼書は1部の提出になります。
- 過去に当こども園にきょうだいで在園児があり、自動振替依頼書が提出済みの方は申し出てください。自動振替依頼書を再度提出して頂く必要はありません。
- 口座自動振替にて徴収する費用は当月分を月末締めにし、翌月10日振替日とします。(振替日休業日の場合は翌営業日・再振替は翌月25日)
- 振替手数料として月10円から20円を徴収します。(金融機関により)
- 毎月5日頃に前月利用分の請求書をお渡し致します。
- 費用の領収については口座振替先通帳記帳をもってかえさせていただきます。別途領収証が必要な場合はお申し出ください。

(口座振替例)

4月分：4/1～4/30 利用分…5/10 振替・5/25 再振替

5月分：5/1～5/31 利用分…6/10 振替・6/25 再振替

：

3月分：3/1～3/31 利用分…4/10 振替・4/25 再振替

[徴収費用一覧]

費用科目	金額
利用者負担額	丹波市設定に準ずる
給食費(1号認定のみ)	月額3,500円
主食費(2号認定のみ)	月額5,000円
個人持ち保育用品費	その都度徴収
教材費	必要な場合はその都度徴収
延長保育料 (2・3号認定のみ)	1時間毎/300円 保育短時間は7時～8時・16時以降 保育標準時間は18時以降
一時預かり料 (1号認定のみ)	1時間毎/300円(1号認定の7時～8時・14時以降) 月10回(日)まで利用ができます。
バス費	p14参照
振替手数料	丹波ひかみ農協ご利用の方 20円 中兵庫信用金庫ご利用の方 10円

——園生活について——

◇服装について

- ・登園時には名札のついた制服・帽子を必ず着用して下さい。制服・帽子については園指定のものを着用して登園して下さい。
※0歳児について・・・制服着用無(名札も無)(服は自由としますが、制服購入は可)
※1歳児について・・・名札無し
- ・制服の下に着る服は自由ですが、着やすいものを選んで下さい。また、つりズボン・サスペンダー・オーバーオール・背中ボタン・後ろファスナー・スカート・スカート付ズボン・フードのついた服は安全のため避けて下さい。
- ・くつはひもではなく、履きやすい物にして下さい。
長靴は良いですが、ブーツは禁止とします。
- ・長い髪の毛の子は必ずくくって下さい。(飾りのついたゴムやヘアピンは使用しないで下さい)



◇送迎時の駐車場

- ・自動車で来られる方は、こども園駐車場を必ずご利用下さい。ほんの短時間でも路上駐車は絶対におやめ下さい。
- ・園内駐車場は一方通行になっています。また場内では最徐行をお願いします。県道側からのみの侵入になり、園内の入り口表示、出口表示に従って下さい。
- ・駐車場内も交通事故に遭わないよう必ずお子さんと手をつないで、登降園して下さい。
- ・車から離れる時は、ロックをして下さい。(盗難防止)

◇土曜日の保育

○1号認定

- ・お休みです。

○2号・3号認定

- ・土曜日は7時～18時まで開園します。(保育短時間は、8時～16時です)
- ・職員配置の関係により、土曜日はできるだけ家庭保育をお願いします。
- ・給食は軽食を準備しております。
- ・利用希望の方は給食数把握の為、利用希望日1週間前の金曜日までに申し込み書を提出してください。急な利用についてはご相談ください。
毎週必要となります。



◇休園日について

- ・休園日は日曜・祝日・年末年始です。
- ・1号認定園児は夏休み・冬休み・春休みがあります。
- ・台風、地震、大雪等の災害や感染症等により職員が出勤できない場合は休園日とする場合があります。

◇登園・降園について

- ・全園児、保護者による送迎か通園バスを利用した通園になります。
- ・園児一人での通園は絶対にさせないで下さい。
- ・両親・祖父母以外の方がお迎えに来られる場合は事前に園へ連絡して下さい。
- ・朝は9時までに登園して下さい。
- ・朝バスが園に帰って来た後は、門に鍵をかけます。(不審者対策)
- ・バスよりあとから送って来られたりご用の時には、出入り口横インターホンで職員室にお知らせ下さい。

★カードリーダーについて

- ・登園・降園の際は、玄関に置いてあるICカードを操作して下さい。
- ・カードは、大人の方が必ず操作して下さい。
- ・他児のICカードの操作はしないで下さい。
- ・カードを間違えて操作された場合は、職員にお知らせ下さい。

★通園バスについて(有料)

- ・通園バスの出発時刻は、こども園を朝8時頃、帰り16時頃出発です。
- ・通園バスの時間は一年中同じです。運行表をお渡しします。
- ・通園バス利用者で欠席や都合で送って来られる場合は、必ずバスが出る8時までに連絡して下さい。
- ・通園バス利用者でお迎えに来られる時も帰りのバスの出発時刻(16時)までに連絡をお願いします。
- ・バスの時間は多少ずれる事もあるかと思えます。早めにお待ち下さい。
- ・バスの停車時や発車時はとても危険です。交通事故等に遭わないよう、又近所に迷惑をかけないように必ず手をつないでお待ち下さい。

◇除去食（食物アレルギー対応）

- ・こども園では、一人一人のお子さんの心と体の健やかな発育、発達を保障する事をめざしており、食物アレルギーに対しても、集団給食で可能な範囲での取り組みを進めていきます。
- ・全園児、別紙のアレルギーアンケートをご記入の上ご提出下さい。その後対応が必要な場合は園より個別対応させていただきます。
- ・代替食、除去食については、家庭とよく話し合い無理のない方法を進めていきます。
- ・医師の診断書のない除去は出来ません。

※アレルギーは命に関わる可能性もあります。適切な対応が重要ですので、お手数お掛け致しますがご協力をお願いします。

◇家庭連絡

- ・家庭連絡は連絡ノート・おたより・よい子ネットで行います。
連絡ノートは記入出来ない日もありますのでご了承下さい。
- ・連絡ノートは必ず毎日目を通して下さい。
- ・園だより、クラスだより、給食献立表、集金袋などは「おたよりケース」で持って帰りますので、翌日「おたよりケース」を持たせて「おたよりケース」は常に園にあるようにして下さい。

◇園(担任)への電話連絡

- ・園への電話連絡(欠席など)の場合は、『〇〇組の〇〇です』とクラス名と園児名を言ってから用件をお話ください。保育時間中の担任への電話はご遠慮下さい。



◇欠席

- ・欠席される場合は、9時までに連絡して下さい。
(バス通園の方は、8時までにお願いします)
- ・病気で欠席した場合は、体力が回復し体調が整ってから登園して下さい。
- ・登園するか欠席するかは保護者が子どもの状態をよく観察して保護者の判断で決めて下さい。「子どもが行きたがるから登園します」や「子どもが休むと言っているから欠席します」というような決め方はしないで下さい。

◇緊急時における対応方法

- ・教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変（登園時と変わった時は軽微なケースを除いて、保護者の方へ健康状態の変化を連絡します。園児が体調不良を訴えた場合、大きな怪我をした場合、熱が出た場合、熱は出てないがぐったりして普段の元気が無い場合など）その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じ、対応や経過の記録を整備します。

◇投薬

- ・薬は間違えて使用すると生命にかかわることもありますので、慎重な対応が必要です。従って、園での投薬は原則いたしません。投薬につきましてはご家庭でお願いします。但し、今までけいれんをおこしたことがある方、及びアレルギー体質の方等、医師の指示により、緊急に服薬を必要とする方は園にお知らせください。

◇病気・感染症・予防接種

- ・感染症にかかった場合は、集団発生をさけるため、必ず医師の指示に従って登園して下さい。
- ・予防接種後は体調が急変する場合がありますので、予防接種後、すぐの登園は控えてください。必ず医師の指示に従って登園して下さい。
- ・P21, 22は園児がよくかかる感染症の一覧です。以下の感染症については「登園のめやす」を参考に、登園届の提出をお願いします。なお、こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようにご配慮ください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日目から発疹出現後 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い)	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過しかつ症状が軽快した後 1 日を経過すること
風 疹	発疹出現 7 日前から 7 日後	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹出現 1~2 日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ・ムンプス)	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発症してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核	(-)	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱・アデノ)	発熱、充血の症状が出現した数日間	発熱・充血等の主な症状が消失した後、2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26 O111 等)	(-)	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳児以上の小児について出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては 2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
急性出血性結膜炎	(一)	医師により感染がないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌 感染症(髄膜炎菌性 髄膜炎)	(一)	医師により感染のおそれがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌治療薬を開始する前 と開始後 1 日間	抗菌薬服用後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ 肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前 と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生 した数日間	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れていること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
・ウイルス性胃腸 炎 (ノロウイルス・ ロタウイルス・ アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失 1 週間 (量は減少していくが数週間ウ イルスを排出しているので注意 が必要)	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事が摂れていること
・ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 か月 程度ウイルスを排出しているの で注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れていること
・RS ウイルス 感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
・帯状疱疹	水疱が形成している間	すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること
・突発性発疹	(一)	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

◇かすが森の子園 園医

内 科 高見医院 高見啓央（春日町多利 1795-1）

歯 科 おぎの歯科 荻野泰男（春日町国領 1226-1）

薬剤師 さつき薬局春日店 吉見俊充（春日町黒井 894-15）

• 園児健康診断等

内科健診年 2 回、歯科検診年 1 回、尿検査 1 回、園生活環境等チェック
年 2 回行います。

◇苦情受付

- 本園に対するご意見、要望、苦情等について苦情処理要項を定めて、利用者に満足いただけるよう努めています。園の資質向上のためにもお申し出下さい。また苦情処理のための第三者委員も設けています。

* 苦情解決第三者委員

民生委員 荒樋昇誠

民生委員 藤森智樹

民生委員 久下きみ子

* 受付窓口

苦情受付担当者 主幹

苦情解決責任者 園長

電話 0795-75-0055

FAX 0795-75-1300

——入園までに準備して頂くもの——

準備物の説明

◎制服・帽子・通園バック（全園児）

- 制服はかすが森の子園の制服に限ります。
- 通園バックは、リュックサックにしてください。

◎食事用エプロン・給食袋（0・1歳児）

- ビニール製のエプロンをお願いします。
- 給食袋はエプロンが入る大きさの巾着袋にしてください。

◎箸・箸箱・マスク・給食袋（3・4・5歳児）

- 箸は園児の使いやすい大きさと、箸箱はできるだけスライド式にしてください。
- スプーン・フォークはいりません。
- 給食袋は箸箱とマスクと一緒に入る大きさの巾着袋にしてください。
- 箸を箸箱に入れ、給食袋にマスクとともに持たせて下さい。（毎日洗ってください）
- ※2・3歳児は、箸が必要になればお知らせします。



◎手ふきタオル（全園児）

- ハンドタオルの角にひもを縫い付けて、つり下げられるようにして下さい。
- タオルの大きさは一般的なサイズ（縦 34 cm・横 38cm 前後）にしてください。
- 毎日持ち帰りますので最低2枚以上あると便利です。



◎ハンカチ（3・4・5歳児）

- 毎日清潔なものを携帯させて下さい。



◎ビニール袋（全園児）

- 取ってつきのビニール袋を持たせて下さい。
- ※汚れ物や製作物などを入れるのに使用します。
(25cm×35 cm のサイズで1パック)



◎絵本袋（3・4・5歳児）

- キルティング生地や厚地の手提げ袋を用意して下さい。
- 大きめの絵本も入るサイズ(縦 30 cm・幅 37 cm前後)

◎おむつ（必要な子のみ）

- おむつは、1袋まとめて持たせて下さい。なくなる前にお知らせします。
袋には必ず油性ペンで名前を書いて下さい。
- おしり拭きは、園のものを使用します。
- 使用済みのおむつは園で処分します。
- 3・4・5歳児でおむつが必要な場合は、紙パンツのお尻側に名前を書いて持たせて下さい。持参する枚数は、担任にご相談ください。

◎園置用着替え・着替え袋(全園児)

※園置用着替えの内容

- 0・1歳児…服・ズボン・シャツ各1枚。靴下1足。
- 2・3・4・5歳児…服・ズボン・パンツ・シャツ各1枚・靴下1足。
- 汚れた場合は水洗いをしてビニール袋に入れて持ち帰ります。もう一度洗いなおして下さい。
- 汚れの程度によりそのまま持ち帰ることがあります。着替えたときは、翌日に代わりを持ってきて、常に着替えが一式園にあるようにして下さい。
- 着替え袋は着替え一式が入る程度の大きさで巾着袋にして下さい。
- 引き出しの中に入れますので、巾着袋は薄手の生地にして下さい。
- 園の服、帽子等を着て帰ったときは、洗濯をしてから返却して下さい。
- 着替えは個人差があります、入園後個別に
お願いすることがあります。



◎パジャマ・パジャマ袋（0・1・2・3歳児、1号認定の子は要りません）

○新たにパジャマを購入されるときは、前ボタンのものを選んでください。

（ボタンは大きめのもの）

○パジャマ袋は巾着袋でパジャマ上下一式が入る程度の大きさにして下さい。

○金曜日に持ち帰りますので、洗って翌週に持たせて下さい。

○季節や個人差により途中で持ち帰った場合は、翌日に持たせてください。

○0歳児については必要になればお知らせします。

◎昼寝布団（0・1・2・3歳児、1号認定の子は要りません）

○布団庫の関係上、下記のサイズの範囲内の布団を用意して下さい。

敷布団/掛布団：縦 135cm×幅 77cm

○月に1回持ち帰ります。洗濯・乾燥をお願いします。

○持ち帰り日は園日よりでお知らせします。

○布団袋には10cm×30cm くらいの名前を見やすい所に付けて下さい。

◎上履き（3・4・5歳児）

○必ず上履きとして販売されているものを用意して下さい。

○普通の靴や金具の付いている物は不可。



◎中庭用靴（0・1・2歳児）

○中庭で遊びますので、中庭専用の靴を園で預かります。

○汚れたり、サイズが小さくなったりした場合はお知らせしますので代わりの靴を持たせて下さい。

◎歯ブラシ・コップ・専用袋（4・5歳児）

○コップは取っ手がついた軽くて割れにくいもの。

○歯ブラシは年齢にあったものを用意してください。

（ブラシ部分のキャップは取っておいてください。）

○歯ブラシとコップが一緒に入る大きさの巾着袋に入れて毎日持たせて下さい。（出し入れしやすい大きさの巾着袋をお願いします。）

○3歳児は歯ブラシ・コップ年度途中で必要になれば連絡します。

○2歳児は、コップが必要になれば連絡します。



◎弁当箱（全園児）

- 弁当日に必要です。
- おしぼり・レジャーシート（2・3・4・5歳児）が必要です。

◎水筒（全園児）

- 0・1・2歳児はストロー口のついたもので開け閉めしやすいのが使いやすいです。（3歳以上児の形状は自由です）
2歳児以上はひも付きの水筒を持たせてください。
- 1・2・3・4・5歳児は、年間を通して持たせて下さい。
- 中身は、お茶か水のみとします。ジュースやスポーツ飲料は禁止です。



◎エプロン・マスク・三角巾・巾着袋（3・4・5歳児）

- クッキング等で使用します。
- 必要なときにお知らせします。巾着袋に入れて準備しておいて下さい。
- 身にあったエプロン、三角巾をお願いします。

◎長靴（3・4・5歳児）

- 農園に行くとき等使用します。
- 必要なときにお知らせします。

◎プール遊び用品(全園児)

- 水着・スイムキャップ（3・4・5歳児）・フェイスタオル・水着を入れる手さげ袋を夏までに準備して下さい。
- ※0歳児は月齢に応じてTシャツとズボンでも良い事とします。

◎その他

- 持ち物、衣服、個人の物すべてによく見える所にはっきりと名記して下さい。
- おやつ、おもちゃなどは持たせないで下さい。
- カバンの中身は毎日点検して下さい。
- 通園バックには、安全面を考え、キーホルダー等いろいろなものを付けしないで下さい。（お守りの場合は中につけて下さい。）

すべての物にはっきりと名前を書いて下さい！

※年齢別準備物一覧表

用意して頂くもの	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
制服	▲	●	●	●	●	●
帽子・通園バック	●	●	●	●	●	●
食事用エプロン・給食袋	●	●				
マスク・給食袋				●	●	●
箸・箸箱			▲	●	●	●
手拭きタオル	●	●	●	●	●	●
ハンカチ			▲	●	●	●
ビニール袋	●	●	●	●	●	●
絵本袋				●	●	●
園置用着替え・着替え袋	●	●	●	●	●	●
パジャマ・パジャマ袋	▲	●	●	●		
昼寝布団	●	●	●	●		
上履き（シューズ）・長靴				●	●	●
中庭用の靴	▲	●	●			
歯ブラシ					●	●
コップ・専用袋			▲	●	●	●
弁当箱	●	●	●	●	●	●
レジャーシート・おしぼり			●	●	●	●
エプロン・マスク・三角巾・巾着袋			▲	●	●	●
水筒	●	●	●	●	●	●
プールあそび用品 (夏までには準備)	▲	●	●	●	●	●

●：必ず用意して下さい。

▲：年度途中・必要な園児は用意して下さい。

すべての物にはっきりと名前を書いて下さい！

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

認定こども園かすが花の子園では在園する児童（園児）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

JSCの災害共済給付は、園の管理下において児童園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童園児の名簿を提出することになっています。また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。令和5年1月1日現在その主な内容は以下のとおりです。

※災害共済給付契約について、同意書により初回の同意後、在園中は自動更新となります。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が園の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの （ ・園給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）	
障害	園の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される）	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学（園）中の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	園の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円 〔通学（園）中の場合 1,500万円〕
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円 〔通学（園）中の場合も同額〕

なお、園の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 園が編成した教育保育課程に基づく保育を受けている場合
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他園長の指示・承認に基づき園にある場合

■ 共済掛金はこども園が全額負担します。

■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

*これは JSC の災害共済給付制度の概要を記載したものです。

認定こども園かすが森の子園 教育・保育課程

理念	生きる力と絆を育む	
方針	<p>意図ある環境のもとで、遊びを通して生きる力の基礎を培う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人をしっかりとみつめ、乳幼児の人権及び主体性を大切にされた保育をする。 ○清潔で安全な環境のもと、多くの経験を積み重ね健やかな心身を育む。 ○人を思いやり自然を大切に作る心を育て、優しさと思いやりをもって社会で共生できる人を育てる。 ○保護者支援や地域の子育て支援に積極的に取り組む。 	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ○安全、安心な環境の下で、一人一人の様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安全を図る。 ○基本的な生活習慣や態度を養い、たくましく生きていく力の基礎を育てる。 ○身近な人との関わりの中で、愛情や信頼感、道徳心の芽生えを養う。 ○自然の中で遊び、豊かな心情や思考力の基礎を培う。 ○感じたことや考えたことを自分なりに表現する力を養う。 ○生活の中で言葉への興味や関心を広げ、豊かな表現力を育てる。 ○食育を通し、健全な心身を育む。 ○小学校との連携を図り、円滑な接続を図る。 ○地域の子育ての拠点としての役目を担う。 	
こどもの教育・保育目標	0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭との連携を密にして個々の生活リズムを安定させ、快適な環境の中で機嫌よく過ごす。 ○スキンシップを大切にし、心の安定につなげながら身体感覚を育てる。 ○離乳の完成、歩行、ことばの発達を促し、まわりのものへの興味、関心を育てる。
	1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者との安定した信頼関係のもとで食事・排泄・睡眠・あそび等を自分でしようとする。 ○身のまわりの事に興味や関心を持ち探索活動を十分に行う。 ○自分の要求や思いを持ち、それを受けとめてもらうことで自分の気持ちが安心して出せる。
	2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者との安心した関わりの中で、食事、排泄、睡眠、着脱など簡単な身のまわりのことを自分でしようとする。 ○ごっこ遊びや散歩など、生活の中での体験を共感しあい、友だちとの関わりを楽しむ。 ○色々な経験を通して、話すことを楽しみながら、言葉が豊かになる。
	3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のことは自分でしようとするなど、基本的な生活習慣の自立を図る。 ○戸外遊びや散歩などを通して、自然に触れたり、遊びの中で体を動かすことを楽しむ。 ○さまざまな体験を通して、自分なりの気持ちや要求を表現する。（言葉・絵・踊り）
	4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○自分で出来ることに喜びを持ちながら、身のまわりのことを身につけ、良い事・悪い事を判断して行動する。 ○自然物・数・量・形への興味関心を通して感性を育み、自由に表現する。 ○保育者や友だちに自分の気持ちや思いを言葉で伝えられ、相手の気持ちにも気づいて話も聞けるようになる。
	5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○自分でできることを広げながら、健康な生活・安全に必要な基本的な生活習慣を身につけ、その大切さを理解し行動する。 ○身近な環境や社会事象に関わり、興味や関心をもち豊かな心情や好奇心、探究心を高める。 ○友だち、クラスの仲間と目的をもって活動に向かい、協力したり分担したりしながら、自分達でやり遂げた達成感を味わう。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">子育て支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○園の持つ、子育ての知識、経験、技術等の専門性を生かし、子どもを取り巻く環境の変化に対応して、積極的に乳幼児の保育に関する相談に応じ助言する。 ○園の持つ子育ての知識、経験、技術等の専門性を生かし、子育てを楽しむための子育てグループや保育ボランティアの育成を図る。 ○入園児童の多様な保育ニーズ（特別支援児保育・延長保育・特別な配慮を必要とする子どもと保護者等）に対応し、子どもの健全な心身の発達を図る。 ○研修会に積極的に参加して子育て支援のスキルアップを図り常に自己研鑽に努める。 ○地域における子育て家庭や保護者に対し、一時保育のニーズに対応するとともに地域の特性に応じた世代間交流や異年齢交流、郷土文化伝承活動、育児講座等、また地域における乳幼児の保育に関する相談・助言を通じて行政や地域ボランティアと協力しながら入園児も含めた地域の子どもの健全な心身の発達を図る。 ○地域の家庭で子育てをしている保護者が、育児を楽しんでできるよう、子育て相談・子育てひろばなどに参加し自由に活動できるよう工夫する。 ○地域の子育て家庭やボランティアが中心となって子育て支援活動ができるように支援する。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">家庭・地域との関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健康・安全面において、園における子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡がとれるように体制を整える。 ○地域の自然、人材、行事、公共施設や広報媒体などを積極的に活用し、子どもが豊かな生活体験ができるように工夫する。 ○園が積極的に地域に溶け込み、地域に密着した子育て支援の拠点施設となるよう努める。 ○園が拠点となって、積極的に地域での食育活動に取り組み、子育て家庭に子どもの食に関する情報を発信し、子どもの豊かな食育の充実に努める。 ○子育て支援制度について、地域全体に知らせ、地域の人に理解を深める。 ○園は、日常、地域の教育機関、医療・保健機関、福祉関係機関などと十分な連携をとり、地域の保健福祉に関する情報の把握に努め、子どもと保護者の抱える問題に対応できるようにする。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">異年齢交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○異年齢交流を通して、各々の子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心など育ちの大きいことを重視したい。そのため年間を通して、異年齢交流のための保育内容及びグループ構成など、保育を工夫し、指導計画に位置づけて推進することが望ましい。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">食育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自園給食の長所を生かし、「食を営む力」の育成に向け、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるように食育計画を作成し保育計画に位置づける。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">小学校との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、遊びを通して学ぶ幼児期の教育活動から小学校の教育活動への円滑な移行を目指し、こども園と小学校との連携を深める。 ○就学に向けてこども園の子どもと小学校児童の交流、職員同士の交流、情報の共有や相互理解など小学校との積極的な連携に向けての取組みを指導計画に位置づけて推進する。